

関係機関 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオカプセル)の薬価収載
に伴う介護老人保健施設等での活用等についての周知について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオカプセル)の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等についての周知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 931 号
令和 4 年 9 月 26 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波 淳子

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオカプセル)の薬価収載
に伴う介護老人保健施設等での活用等についての周知について

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

9月16日より、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」(販売名:ラゲブリオカプセル 200mg。以下「本剤」という。)につきましましては、今般薬価収載され、薬価収載品としての本剤の一般流通が開始されることとなっており、下記の留意点が示されております。

- ①「ラゲブリオ登録センター」を通じた現在の方法による、国が購入した本剤の配分については、9月15日(木)15時までに配分依頼がされた分をもって終了したため、9月16日以降は、通常の医薬品同様、卸販売業者を通じての購入となること。
- ②9月16日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、医療機関の往診等により対応いただくことが可能。
- ③一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能。その際の自己負担分については公費負担の対象となる。
- ④介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能であるが、保健医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできない。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオカプセル)の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等についての周知について
(令和 4 年 9 月 16 日 (日医発第 1192 号(介護)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 1192 号(介護)

令和 4 年 9 月 1 6 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」の周知について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症へのご対応にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオカプセル200mg。以下「本剤」という。）につきましては、今般薬価収載され、薬価収載品としての本剤の一般流通が9月16日より開始されることとなり、本会からも貴会宛てに、

- ① 令和4年9月15日付日医発第1161号（健Ⅱ）（技術）（保険）「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）」：今後の取り扱いに関する内容をお知らせ
- ② 令和4年9月15日付日医発第1162号（保険）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その75）」：介護療養病床等、介護医療院、介護老人保健施設におけるラゲブリオカプセルを投与した場合の薬剤料の取扱い等にて、お知らせしているところです。

今般、厚生労働省老健局より、上記に関する事務連絡等を受け、今後の本剤の介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設での活用等に係る留意点について、都道府県等介護保険担当主管部局に事務連絡が発出され、本会宛てにも周知依頼がありました。

当該事務連絡では、下記の留意点が示されております。

- 別添1事務連絡（本会からは①でご案内）のとおり、「ラゲブリオ登録センター」を通じた現在の方法による、国が購入した本剤の配分については、9月15日（木）15時までに配分依頼がされた分の配送をもって終了したため、9月16日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じての購入となること。
- 9月16日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、

医療機関の往診等により対応いただくことが可能。

- ・一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、別添2事務連絡（本会からは②でご案内）のとおり、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能。その際の自己負担分については公費負担の対象となる。
- ・介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能であるが、保険医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできない。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」の周知について

（令4.9.14 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

以上

事務連絡
令和4年9月14日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「本剤」という。）について、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分してきたところですが、今般、本剤が薬価収載され、薬価収載品としての本剤の一般流通が9月16日より開始されることとなりました。

つきましては、今後の本剤の介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設での活用等に係る留意点について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」（令和4年9月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

別添：「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」（令和4年9月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

事務連絡
令和4年9月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の
薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「本剤」という。）について、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分してきたところですが、今般、本剤が薬価収載され、薬価収載品としての本剤（以下「一般流通品」という。）の一般流通が9月16日より開始されることとなったことから、今後の本剤の配分等に関する取扱いが、9月8日付け事務連絡^(※1)により示されました。

併せて、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設（以下「介護老人保険施設等」という。）に入所している患者における、本剤に係る薬剤費の算定に関する診療報酬上の臨時的な取扱いが、9月13日付け事務連絡^(※2)により示されました。

つきましては、これらの事務連絡を踏まえ、今後の本剤の介護老人保健施設等での活用等に係る留意点について、下記の通り整理してお示ししますので、御了知の上、貴管下の関係施設等に対して、周知をお願いします。

（※1）「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）（周知）」（令和4年9月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他連名事務連絡）（別添1）

（※2）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その75）」（令和4年9月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）（別添2）

記

○ 9月8日付け事務連絡で示されているとおり、「ラゲブリオ登録センター」を通じた現在の方法による、国が購入した本剤の配分については、9月15日（木）15時までに配

分依頼がされた分の配送をもって終了します。9月16日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じての購入となります。

詳細は、9月8日付け事務連絡を御参照ください。

- 9月16日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、医療機関の往診等により対応いただくことが可能です。一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、9月13日付け事務連絡において診療報酬上の臨時的取扱いが示され、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能です。その際の自己負担分については公費負担の対象となります。

なお、介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能ですが、保険医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできないので、御留意ください。

以上

事務連絡
令和4年9月8日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ[®]カプセル）の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）（周知）

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ[®]カプセル200mg。以下「本剤」という。）について、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ[®]カプセル）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）」（令和4年8月10日付け事務連絡）において、本剤が薬価収載されたこと及び一般流通開始日等については追ってご連絡する旨をお知らせしたところですが、今般、製造販売業者（MSD株式会社をいう。）からも公表されているとおり、薬価収載品としての本剤（以下「一般流通品」という。）の一般流通が9月16日より開始されます。

つきましては、今後の本剤の医療機関及びラゲブリオ対応薬局への配分等について、下記のとおりといたしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関及び薬局への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 「ラゲブリオ登録センター」を通じた方法による国が購入した本剤の配分について
「ラゲブリオ登録センター」に登録し、同センターを通じた現在の方法による、国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）の配分については、9月15日（木）15時までに配分依頼がされた分の配送をもって終了し、以降の国購入品の配分は行わないため、必要量について適切に配分依頼を行ってください。

2. 9月16日以降の一般流通品の購入について
9月16日以降は一般流通品が医療機関及び薬局に納入可能となることから、同日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じて購入していただくこととなります。一般流通品の注文手続き及び可能時期については、製造販売業者又は卸売販売業者にご相談ください。
一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、当該薬剤費を含めて保険請求を行ってください。なお、原則として同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。

3. 9月16日以降の院内又は薬局内在庫となった国購入品の取扱いについて
一般流通開始後、院内又は薬局内在庫となった国購入品については、必要な患者に投与して構いません。国購入品の処方時に求めている適格性情報チェックリストや投与後に行っていた「ラゲブリオ登録センター」を通じた使用実績登録などの一般流通開始後の取扱いについては、追ってご連絡します。
投与した国購入品の薬剤費については、いかなる場合であっても、患者に自己負担を求めることや、保険者へ診療報酬請求することはできません。また、国購入品と一般流通品については、製造ロット番号及びGS-1コードにより管理されていますので、請求誤りなどないようご注意ください（国購入品の製造ロット番号及びGS1コードは別添のとおり）。

【問い合わせ】

＜本件全体に関すること＞

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

＜薬局に関すること＞

医薬・生活衛生局総務課（薬局担当）

・国購入品のロット番号等

ロット No	印字されている使用期限 (有効期間 24 か月のもの)	使用して差しつかえない期限 (有効期間 6 か月延長後)
U032863	2023/1	2023/7
U034109	2023/1	2023/7
U034110	2023/1	2023/7
U034231	2023/1	2023/7
U035936	2023/1	2023/7
U037254	2023/1	2023/7
W000716	2023/1	2023/7
W001258	2023/1	2023/7
W001864	2023/1	2023/7
W001865	2023/1	2023/7
W001866	2023/1	2023/7
W001867	2023/1	2023/7
W001868	2023/1	2023/7
W001871	2023/2	2023/8
W001873	2023/2	2023/8
W003584	2023/2	2023/8
W004434	2023/2	2023/8
W004791	2023/2	2023/8
W004792	2023/2	2023/8
W005504	2023/2	2023/8
W005514	2023/2	2023/8
W006008	2023/2	2023/8
W006781	2023/2	2023/8
W007116	2023/7	2024/1
W007589	2023/8	2024/2
W007874	2023/8	2024/2
W011644	2023/11	2024/5
W011680	2023/12	2024/6
W012661	2024/1	2024/7
W013296	2024/1	2024/7

WB00001	2023/8	2024/2
WB00002	2023/8	2024/2
WB00003	2023/8	2024/2
WB00004	2023/8	2024/2
WB00005	2023/8	2024/2
WB00006	2023/8	2024/2
WB00007	2023/8	2024/2
WB00008	2023/8	2024/2
WB00009	2023/9	2024/3
WB00010	2023/9	2024/3
WB00011	2023/9	2024/3
WB00012	2023/11	2024/5
WB00013	2023/11	2024/5
WB00014	2023/11	2024/5
WB00015	2023/11	2024/5
WB00016	2023/12	2024/6
WB00017	2023/12	2024/6
WB00018	2024/1	2024/7
WB00019	2024/1	2024/7
WB00020	2024/1	2024/7
WB00021	2024/1	2024/7

・国購入品及び一般流通品のGS-1コード

	国購入品	一般流通品
調剤包装単位（ボトル）	04987185502207	04987185502214
販売包装単位（個装箱）	14987185810767	14987185810743
元梱包装単位（段ボール）	24987185810764	24987185810740

・国購入品及び一般流通品の外観

国購入品



薬価基準収載品 (一般流通品)



※外箱、ボトルに黒いラインが入りました。

事務連絡
令和4年9月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その75）

新型コロナウイルス感染症の臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図りたい。

以上

(別添)

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者であつて、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、ラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：メルヌピラビル) (以下「本剤」という。)を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)第16第2号に規定する内服薬のうち、「抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

(答) 算定可。なお、調剤料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成20年厚生労働省告示第128号)等に基づき取り扱うことに留意されたい。